

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

D C M ひなた山店  
 泉区和泉町7,315番地の8

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

D C M 株式会社  
 代表取締役 神谷浩邦  
 東京都品川区南大井6丁目22番7号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	D C M 株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井6丁目22番7号	D C M 株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井6丁目22番7号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	D C M 株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井6丁目22番7号	D C M 株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井6丁目22番7号

(4) 変更の年月日

令和8年3月1日

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和8年4月6日

3 縦覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/horitsui/horitsu/rittihou/joukyou/joukyou2.html>）

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

D C M 瀬谷店

瀬谷区北新25番地の1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社昌和興業

代表取締役 綿引 誠

瀬谷区北新26番地の1

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	D C M ホーマック 瀬谷店 瀬谷区北新25番地の1ほか	D C M 瀬谷店 瀬谷区北新25番地の1ほか
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	D C M 株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井6丁目22番7号	D C M 株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井6丁目22番7号

(4) 変更の年月日

令和4年9月1日ほか

(5) 変更した理由

店舗名称変更のため ほか

2 届出年月日

令和8年4月6日

3 縦覧場所

令和8年4月24日付公告

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/horitsui/horitsu/rittihou/joukyou/joukyou2.html>）